

沼津駅付近鉄道高架事業に関する有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 沼津中心市街地の交通の混雑や南北市街地の分断等の課題を抜本的に解決するために実施している沼津駅付近鉄道高架事業について、社会経済情勢の変化を踏まえ、客観的かつ科学的見地から検証することを目的に、「沼津駅付近鉄道高架事業に関する有識者会議」(以下、会議)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、知事が委嘱した委員をもって組織する。

2 会議には座長をおき、会議に属する委員のうちから、知事が指名する。

3 座長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、座長は、委員の同意を得て、これを延長又は短縮することができる。

(事務局)

第4条 会議の事務局は、静岡県交通基盤部都市局街路整備課及び沼津土木事務所都市計画課に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。